

平成23年3月18日

大田区議会議長

高瀬三徳様

防災・安全対策特別委員長

鈴木康文

防災・安全対策特別委員会中間報告書

本委員会に付託された調査事件につき、現在までの調査状況を下記のとおり報告する。

記

- 1 調査事件
 - (1) 防災対策について
 - (2) 危機管理対策について
 - (3) 地域防犯対策について

- 2 中間報告

当委員会では、大地震や台風・豪雨などの自然災害から区民の生命・財産を守り、また多様化・複雑化する犯罪や危機に対し、安全・安心に暮らせるまちづくりを実現するため、多岐にわたり調査・研究を行った。

昨年5月に中間報告を行っているので、ここで、主に昨年6月以降に行った調査・研究結果について報告する。

- (1) 東北地方太平洋沖地震と防災対策

- ①東北地方太平洋沖地震

平成23年3月11日、岩手県沖から茨城県沖を震源とするマグニチュード9.0の「平成23年東北地方太平洋沖地震」が発生した。これは1923年に日本で近代的な地震観測が始まって以来、国内最大規模の地震となった。

今回の地震では揺れによる被害に加え、直後に発生した津波が東北地方や関東

地方の太平洋沿岸を襲い、亡くなられた方や安否のわからない方は1万数千人にもものぼると言われており、各地で甚大な被害が発生している。

また、福島第一原子力発電所も地震や津波による被害を受け、放射性物質の放出が確認されるなど憂慮される事態が続いているとともに、電力不足による首都圏での計画的な停電やそれによる電車の運休なども起きている。

地震発生後、区は「災害対策本部」を設置し被害状況等の把握に努め、人的被害はなし、建物被害61件、火災2件、道路等被害が7件であったとの報告が委員会になされた。また、帰宅困難者等対策として72カ所の避難所を開設するとともに、大田区内で実施される計画停電の広報など、ホームページや掲示板、防災行政無線などあらゆる媒体を活用し区民への情報発信を行っているとのことである。

さらに、区は「被災地支援本部」を立ち上げ、ボランティア調整センターの設置、支援要請のあった宮城県東松島市への物資搬送と先遣隊職員の派遣、被災者への住宅確保などを実施していくとの報告もなされた。

委員からは、区民に対して正確で迅速な情報提供を求める意見や津波対策の重要性の声があった。

②蒲田駅周辺災害時滞留者対策

区の報告では、大地震で鉄道が停止すると、駅周辺に大勢の人々がとどまり、大田区内でも交通結節点である蒲田駅、京急蒲田駅周辺には多くの滞留者が発生すると予想されている。

しかしながら、蒲田駅周辺には、オープンスペースやホール等の集客施設が少ないため、区は鉄道事業者や駅周辺事業者、自治会・町会、ライフライン事業者等を主体とする「蒲田駅周辺滞留者対策推進協議会」を立ち上げ、地域特性の把握や課題、対応策を検討してきた。

そして、平成22年12月2日、滞留者役約1,500名を含む、総勢約2,000名が参加する大規模な災害時滞留者対策訓練が蒲田駅周辺で実施され、当委員会ではこの訓練を視察したところである。

今回の訓練では、発災直後の混乱防止の呼びかけや一時待機場所への移動、単独行動を起こした滞留者に対する対応、障害者や外国人等災害時要援護者への対応などが実施された。

また、徒歩帰宅者への帰宅可能な道路状況等についての情報提供や時差帰宅支

援訓練を行う一方、帰宅困難者に対する一時収容場所への誘導訓練も行われた。

大地震の際には、区役所や消防、警察などの行政機関は救命・救助活動に人が割かれ、駅周辺の滞留者対策まで手が回らないことが予想される。

こうしたことから当委員会は、事業者や自治会・町会が中心となって進められた今回の訓練は、「自助」「共助」という災害時に必要とされる力が発揮された大変意義のあるものであったと評価するものである。

さらに委員からは、今回の訓練を振り返り、避難経路や待機場所などの課題を抽出するとともに対応策を協議し、蒲田駅周辺でのさらなる訓練の実施、J R大森駅や乗降客の多い私鉄各駅での訓練も実施していく必要があるとの指摘や、鉄道利用者等に対し災害時の対応について周知を行い、被災時に起こりうる駅周辺での混乱の收拾を図るべきであるとの意見がなされた。

なお、区から、先日発生した東北地方太平洋沖地震の際には、日本工学院専門学校、区民ホールアプリコ、産業プラザ、蒲田高等学校で蒲田駅周辺の帰宅困難者を受け入れたとの報告がなされ、このたびの訓練が早速生かされることとなった。

③がけ等実態調査と耐震改修助成事業

集中豪雨や台風等によるがけ崩れの災害が日本全国いたるところで発生している中、大田区内でもがけ・擁壁の崩壊が毎年数件発生している。

今後もその発生が懸念されるため、区は昭和40年代以来となる、区内のがけ等の全数調査を平成22年度から23年度にかけて行うとの報告を受けた。

調査対象となる勾配が30度を超え、かつ高さ2メートルを超えるがけ・擁壁は区内に約5,000カ所あり、以前の調査で危険度大と判定され、いまだ改修されていないものも約70カ所あるとのことであった。

委員からは、調査時には「大田区がけ等整備工事助成制度」を案内するチラシの配布を、そして、調査後には危険度の高いものはなるべく早く所有者・管理者に知らせ、周知を図ってもらいたいとの意見・要望が出された。

また、平成18年から実施している耐震改修助成事業については、助成適用要件の緩和などを行った結果、平成22年度は前年度を上回る申請があり、区民の関心の高さがうかがわれた。

しかしながら、昭和56年以前に建てられた耐震化がされていない住宅は、平成22年3月末現在21%にのぼっている。

こうしたことから当委員会は、今後、区がこの助成事業のPR方法を工夫し、より一層区民への周知と活用の促進を図り、これらの住宅の耐震改修を積極的に推進していくべきものと考えているところである。

④大田区地域防災計画

区の災害対策の基本計画である大田区地域防災計画は、常に検討を加え、適宜見直しを実施している。

今回の修正案は、事業継続計画策定にともなう記述の追加、災害時要援護者名簿の作成・配付の実施にともなう今後の方針や取組、震災復興マニュアル策定に向けての取組、富士山の噴火による降灰対策を中心とした火山対策計画などが主な修正点であるとの報告を所管部局より受けた。

この修正案に対し、委員からは、中高層マンション居住者に対する防災訓練や、火山灰により飛行機が飛べないとき、国際化された羽田空港に滞留者が大勢出るといった場合の大田区への影響についても検討しておくべきではないかとの意見が出された。

また、広く区民の意見を反映させるため、この修正案に対して実施したパブリックコメントでは、知的障害者や聴覚障害者、外国人など情報伝達が難しい方に対する情報提供方法の工夫、学校避難所の運営方法、災害時要援護者対策の推進などについての意見が寄せられたとのことであった。

意見を反映させた新しい地域防災計画は平成23年3月末に発行されるものがある。

委員からは、区民一人ひとりの防災に対する意識を高めるため、区はホームページや区報等を通じて、この地域防災計画を区民に広くしっかり周知するよう求める要望がなされた。

⑤行政視察の実施（愛知県岡崎市）

平成22年11月8日、岡崎市における水害対策に対する取組について行政視察を行った。

平成20年8月29日深夜に岡崎市を襲った豪雨では、8月の雨量としては気象庁の観測史上最大となる1時間雨量146.5mmの雨を記録し、2人の尊い命を奪ったほか、家屋の倒壊や浸水、河川や道路、農地への被害など、これまでにない甚

大な被害をもたらした。

このため岡崎市では、災害が起きていることを地域がいち早くキャッチできる仕組みや、被災地と市役所との連絡をよりスムーズに進めるための対策を進めている。そのひとつがまちの中に設置した「浸水警報装置」である。これは道路等が一定の浸水を被ったとき、水位計や浸水計がサイレンと連動し警報音を発することで地域にいち早く危険を知らせ、住民に警戒や避難行動等を促すものとして、いざというときに効果が期待されている。

前述したように、大田区でもがけ等の崩落や道路冠水等による被害が毎年発生している。

今回の視察により、当委員会の委員は、大田区でも、今後、関係機関等との連絡をより密にし、気象情報等の早期収集に努め、区民にはその情報を素早く的確に提供し、水害に対応していかなければならないとの認識をもつに至った。

(2) 危機管理対策と防犯対策

①業務継続計画による危機管理対策

大地震発生時には、継続すべき通常業務のほかに、より優先度の高い膨大な災害対応業務が発生するが、人員や資源には限りがあるため、優先順位をつけて業務を実施していく必要がある。

このため、区が通常行っている業務と震災時に対応が必要となる応急復旧業務とを、区幹部職員が震災発生後一ヶ月以内に着手しなければならない「非常時優先業務」として時系列別に分類作業を行った。この分類をもとに、業務の遂行に必要な人的・物的資源や手順についての調査を行い、「大田区業務継続計画〈震災編〉」を平成23年3月に策定することである。

また、昨年策定した「大田区業務継続計画〈新型インフルエンザ編〉」の内容の検証及び対策の一層の充実を図るため、平成22年9月1日に新型インフルエンザ対策本部運営訓練を実施したとの報告があった。

委員からは、世界的流行期に予想される保健所の人員不足に対応するため、その際には保健師や看護師の有資格者を非常勤職員として採用するなどの方策も必要ではないかとの意見が出された。

また、想定される災害や疫病に対し、区がこのような計画を策定し、平時からシミュレーションを重ねることにより危機管理能力を向上させていくことが重要

であること、さらに区民の生命・財産を守るために実施されるこうした区の実施について、継続してチェックしていくことが必要であるとの意見が出された。

②行政視察の実施（京都府亀岡市）

平成22年11月9日、亀岡市で取り組んでいる「セーフコミュニティ推進事業」について行政視察を行った。

この事業は、事故や傷害は避けることができるものであるという考えに立脚し、地域の安全を科学的なアプローチで総括的に把握し、行政だけでなく自治会や住民、学校など地域のあらゆる構成員が共通の目標を持って「安全・安心のまちづくり」を協働で実現させようとするものである。

亀岡市では横断的連携組織として、自治会、行政、消防、警察、医療機関、教育機関等からなるセーフコミュニティ推進協議会を設置するとともに、各機関がもっているさまざまなデータを活用し、施策に係る方針決定や計画を策定している。

そして、外傷発生动向データの活用、防犯対策寸劇の実施、昼夜の家族数や高齢者・災害時要支援者の有無等を記載した「ふれあいマップ（向こう三軒両隣マップ）」の作成などに取り組んだ結果、侵入犯罪件数や振り込め詐欺件数等の減少、交通事故件数・負傷者数の減少、自殺者の減少などの効果が数字であらわされていた。

安全の状況や効果を科学的視点・データでアプローチ・評価する本事業は、今後の委員会審査のうえで、大変参考となる視察となった。

亀岡市への視察を通じ、当委員会は次の点が重要と再認識したところである。

- ・災害に対しては地域住民、行政、関係機関が共通の意識を持ち、防災対策の推進や訓練等に一体となって取り組み、備えることが必要である。
- ・危機管理や地域防犯対策については、関係機関や関係団体との連携を強め、あらゆる事態を想定し、まず地域の実情に応じた予防策を講じることが肝要である。
- ・区は、安全・安心なまちづくりを実現するため、区民一人ひとりに防災意識、危機管理意識の醸成を図るとともに、防災対策の充実や危機管理能力の向上に努めていかなければならない。

地震や台風など自然災害の来襲を未然に防ぐことはできないが、被害を最小限にとどめるような対策をとることはでき、また防犯についてもしかりである。

最後に、今後も安全、安心なまちづくりを実現するため、多様な観点から審査・提言を行う必要性を強調するとともに、このたびの東北地方太平洋沖地震からの早期の復旧を願い、防災・安全対策特別委員会の中間報告とする。